

千葉県職員の人事行政の運営等の状況について

千葉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定等に基づき、千葉県職員の人事行政の運営等の状況について公表します。

第1 職員の任免及び職員数の状況

1 採用者数及び退職者数について

令和6年度に採用及び退職した職員の数は、次のとおりです。

(任期付職員数については内数とし、()書きで表記しています。)

区分	採用者数（人）				
	競争試験	選考	定年前再任用短時間勤務	暫定再任用	計
知事部局等	381	238(97)	6	4	629(97)
公営企業	3	179 (7)	2	1	185 (7)
教育委員会	74	1,688(19)	55	39	1,856(19)
警察本部	420	12	1	0	433
合計	878	2,117(123)	64	44	3,103(123)

区分	退職者数（人）					
	定年退職	勧奨退職	定年前再任用満了	暫定再任用満了	その他	計
知事部局等	88	22	5	82	401(102)	598(102)
公営企業	33	11	2	25	145(7)	216(7)
教育委員会	581	468	34	693	605	2,381
警察本部	90	107	1	71	194	463
合計	794	608	42	871	1,343(104)	3,658(104)

- (注) 1 知事部局等には、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務局を含みます。(以下同じ)
- 2 公営企業は企業局及び病院局を合わせた数です。(以下同じ)
- 3 暫定再任用職員の採用者数は令和6年度に新規に採用した者の数であり、退職者数は再任用の任期が満了し、その任期を更新しなかった者の数(65歳満了者も含む)です。
- 4 定年前再任用短時間勤務の採用者数は令和6年度に新規に採用した者の数であり、退職者数は定年前再任用の任期が満了した者の数です。
- 5 知事部局等の採用者数には、出向職員数を含みます。
- 6 退職者数の「その他」は、自己都合、死亡等による退職者数をいいます。

2 部門別職員数について

最近2年間の部門別職員数の状況は、次のとおりです。

(職員数は4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		増 減	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	61	60	▲1	
	総 務	1,217	1,242	25	体制整備
	税 務	566	571	5	体制整備
	民 生	1,206	1,286	80	児童相談所の体制強化
	衛 生	1,371	1,372	1	体制整備
	労 働	139	142	3	体制整備
	農林水産	1,589	1,621	32	イベント関連業務の増等
	商 工	237	258	21	体制整備
	土 木	1,346	1,380	34	盛土規制法成立に伴う体制強化等
	計	7,732	7,932	200	
教育部門	教 育 部 門	35,180	35,328	148	小中学校の学級数増等による教諭等の増
	警 察 部 門	12,270	12,237	▲33	警察官及び警察行政職員の欠員不補充
	小 計	55,182	55,497	315	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	2,334	2,338	4	体制整備
	水 道	932	944	12	体制整備
	下 水 道	109	108	▲1	体制整備
	そ の 他	347	356	9	体制整備
	小 計	3,722	3,746	24	
合 計		58,904 (713)	59,243 (571)	339 (▲142)	

(注) 1. 職員数は、総務省の定員管理調査の区分に基づく職員の数です。

2. () 内は、再任用短時間勤務職員数であり、外数です。

3 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条の規定により、厚生労働省（千葉労働局）に報告した令和7年6月1日現在の障害者雇用率は次のとおりです。

区 分	知事部局	企業局	病院局	教育委員会	警察本部
実雇用率(%)	3.02 (3.09)	2.96 (2.91)	3.07 (3.55)	2.82 (2.74)	3.04 (2.88)
法定雇用率(%)	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8

(注) 1 下段()の数値は、令和6年6月1日現在の障害者雇用率です。

2 知事部局の数値には、特例認定機関（障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項）として議会事務局及び監査委員事務局の数値を含んでいます。

第2 人事評価の状況

地方公務員法では、各任命権者が、職員の執務について、定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用するものとされています。

区分	概要
知事部局等 公営企業 教育委員会（教育庁等）	<p>1 能力評価 標準職務遂行能力（職位に応じて定める職員に求められる能力）に対応した評価項目ごとに、職務を遂行する中で職員が発揮した能力の程度を評価します。</p> <p>2 業績評価 業績評価は、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度を評価します。</p> <p>3 基準日 2月1日</p> <p>4 評価期間 4月1日から3月31日まで</p>
教育委員会（公立学校）	<p>1 能力評価 職員の職務遂行の過程において発揮されている能力及び意欲を評価します。</p> <p>2 業績評価 職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて自らの職務上の目標を設定し、その目標を達成するに当たり挙げた職務の実績を評価します。</p> <p>3 基準日 3月1日</p> <p>4 評価期間 4月1日から3月31日まで</p>
警察本部	<p>1 能力評価 標準職務遂行能力（標準的な職に応じて求められる能力）を基準とし、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で勤務成績を評価します。</p> <p>2 業績評価 職員が設定した目標及び自己評価の結果を参考とし、職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で勤務成績を評価します。</p> <p>3 基準日 原則として12月31日</p> <p>4 評価期間 原則として1月1日から12月31日まで</p>

(注) 教育委員会（教育庁等）：教育庁及び教育機関（県立学校においては事務職員に限る）の職員

第3 職員の給与の状況

1 特別職の給与

特別職の給与は、千葉県特別職報酬等審議会の答申を受けて、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」及び「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」で定められており、現在の額は平成5年10月に改正されたものです。

(令和7年4月1日現在)

区分	月額	期末手当 (令和6年度支給割合)
知事	1,390,000円	6、12月期 1.725月分 計 3.450月分
副知事	1,110,000円	
議長	1,110,000円	6、12月期 2.2月分 計 4.4月分
副議長	970,000円	
議員	880,000円	

(注) 期末手当には、一般職と同様の加算措置があります。

2 一般行政職員の級別職員数

(令和7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	副主査	係長 主査	班長 副主幹	副課長 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
職員数(人)	2,058	1,541	1,941	1,324	1,560	863	266	86	20	8	9,667
構成比	21.3%	15.9%	20.1%	13.7%	16.1%	8.9%	2.8%	0.9%	0.2%	0.1%	100.0%
参考	1年前の構成比	20.8%	16.0%	19.4%	14.2%	16.8%	8.9%	2.7%	0.9%	0.2%	0.1%
	5年前の構成比	20.5%	14.3%	16.0%	16.9%	19.3%	9.4%	2.5%	0.8%	0.2%	0.1%

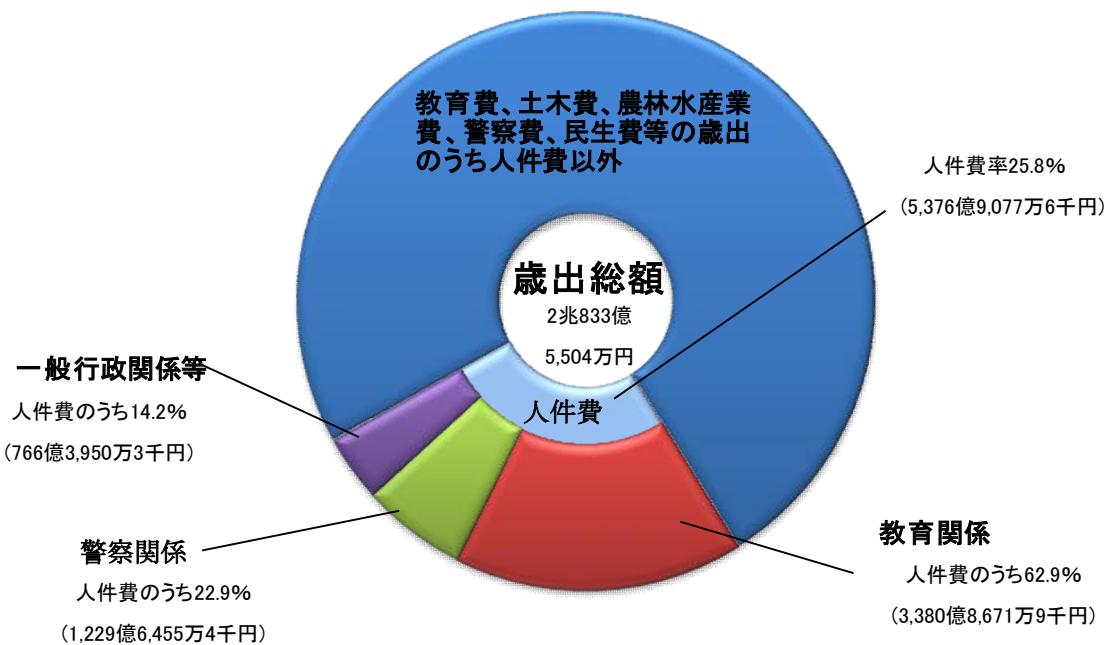
(注) 職員数は、「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分によるものであり、標準的な職務内容はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。(職員の職種による集計であり、職員数には教育委員会及び警察本部の一般行政職員を含んでいます。)

3 人件費

令和6年度普通会計（決算見込額）に占める人件費の割合は25.8%です。

人件費の内訳は、教育関係職員（千葉市以外の市町村立小・中学校の教員を含む。）が62.9%、

警察関係職員が22.9%、一般行政関係等職員が14.2%となっています。



- (注) 1 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、令和5年度の人件費率は24.7%でした。
2 令和6年度普通会計（決算見込み）における実質収支は245億2,750万2千円の黒字です。
(実質収支の額とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。)
3 令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口は、6,311,579人です。

4 職員給与の内容

地方公務員の給与は、「地方公務員法」により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

毎年、専門的第三者機関である千葉県人事委員会が、県内の民間企業従業員の給与を調査し、これと職員給与とを比較、さらに生計費や国家公務員給与の人事院勧告などを考慮して、勧告を行っています。

県職員の給与は、この勧告などを受け、県議会の審議を経て定められた条例に基づき支給されます。給与に関する以下の内容は、特に記載のない限り、この条例の適用を受ける職員の状況です。

(令和7年4月1日現在)

毎月きまつて支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額		
	扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 (行政職給料表8級以上相当の職員は不支給) 子・配偶者以外の扶養親族 6,500円 (行政職給料表8級相当の職員は3,500円) 行政職給料表9級以上相当の職員は不支給 16歳から22歳までの子1人 5,000円加算		
	地域手当	(支給対象地域)	(支給率)	(支給対象職員数)
	民間賃金の水準に応じて支給対象地域に勤務する職員に支給	東京都特別区	17.2%	32人
	住居手当	千葉県内の市町村	9.2%	55,417人
	その他	医師、歯科医師(全域)	16%	48人
給与 勤務の実績に応じて支給	時間外勤務手当	支給総額 223億3,012万1千円 支給対象職員1人当たり平均支給月額 31,646円		
	特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 40.1% 支給総額 34億3,334万5千円 支給対象職員1人当たり平均支給月額 7,765円 手当の種類(手当数) 42 支給額の多い手当 教員特殊業務手当、刑事作業手当 多くの職員に支給されている手当 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当		
	その他	夜間勤務手当、宿日直手当など		
	期末・勤勉手当	期末手当 勤勉手当 計 6ヶ月期 1.25月分(0.7月分) 1.05月分(0.5月分) 2.3月分(1.2月分) 12ヶ月期 1.25月分(0.7月分) 1.05月分(0.5月分) 2.3月分(1.2月分) 計 2.50月分(1.4月分) 2.10月分(1.0月分) 4.6月分(2.4月分) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。 (注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の支給割合です。		
臨時に支給	退職手当	退職者1人当たり平均支給額(令和6年度退職者) 自己都合 150万2千円 勧奨 2,200万5千円 定年 2,220万7千円		

(注) 1 支給総額および平均支給月額は、令和6年度普通会計(決算見込み)の額です。

2 令和6年度普通会計(決算見込み)での職員1人当たりの年間平均給与費は730万1千円です。

(給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く。)をいいます。)

5 職員の初任給

学校卒業後すぐに採用された場合の初任給です。

(令和7年4月1日現在)

区分		県	国
一般行政職員	大学卒	225,600円	総合職（大卒）230,000円
			一般職（大卒）220,000円
	高校卒	194,500円	一般職（高卒）188,000円
警察官	大学卒	262,700円	総合職（大卒）264,000円
			一般職（大卒）255,200円
	高校卒	238,600円	一般職（高卒）216,400円
高校教員	大学卒	252,600円	—
小・中学校教員	大学卒	252,600円	—
技能・労務職員	高校卒	192,500円	—

6 職員の平均年齢、平均給与月額、平均給料月額

職種		令和6年4月1日現在		令和7年4月1日現在			
		平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	給料	諸手当
一般行政職員		40.1歳	411,429円	39.8歳	424,453円	315,893円	108,560円
警察官		38.7歳	494,897円	38.8歳	508,639円	345,645円	162,994円
高校教員		42.5歳	419,555円	42.0歳	432,099円	358,009円	74,090円
小・中学校教員		39.8歳	414,808円	39.6歳	428,310円	359,710円	68,600円
技能・労務職員		51.7歳	355,777円	50.8歳	361,290円	299,845円	61,445円
公営企業	企業局職員	39.4歳	419,136円	39.5歳	436,736円	309,710円	127,026円
	病院局職員 医師	49.0歳	1,275,585円	49.7歳	1,306,897円	557,053円	749,844円
	看護師等	39.0歳	432,766円	39.2歳	449,466円	340,081円	109,385円

(注) 給与月額とは、月々支給される給料(基本給)と諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除くすべての手当)の合計をいいます。

※ より詳細な状況は、当課の別のホームページ「千葉県職員の給与について」

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/kyuuyo/shokuin/index.html>) で、令和8年4月に公表を予定しています。

なお、令和6年度の詳細な状況については、「千葉県職員の給与について」で、ご覧になれます。

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況について

令和7年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

【知事部局等、公営企業及び教育委員会】

勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
朝型I勤務	7:30～16:15 (7:30～16:00)	12:00～13:00 (12:00～12:45)
朝型II勤務	8:00～16:45 (8:00～16:30)	
早出勤務	8:15～17:00 (8:15～16:45)	
A勤務	8:30～17:15 (8:30～17:00)	
B勤務	9:00～17:45 (9:00～17:30)	
C勤務	9:30～18:15 (9:30～18:00)	

(注) 1 病院、県立学校などは上記以外の勤務時間の割り振りによります。

2 時差出勤制度を導入しています。

3 () 内は、育児、看護、障害等の理由により、休憩時間の特例措置の適用を受けた職員の勤務時間及び休憩時間です。

【警察本部】

(1) 通常勤務及び子の育児又は家族等の介護をする職員等の時差出勤

勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
通常勤務	8:30～17:15	12:00～13:00
A勤務	9:00～17:45	
B勤務	9:30～18:15	
C勤務	8:30～17:00	12:00～12:45
D勤務	9:00～17:30	
E勤務	9:30～18:00	

(注) 1 交替制勤務職員は除きます。

2 育児、看護を行う職員又は妊娠中の女性職員を対象に時差出勤制度を導入しています。

3 C勤務、D勤務及びE勤務は、育児、看護等の理由により、休憩時間の特例措置の適用を受けた職員の勤務時間及び休憩時間です。

(2) 職員の申請による時差出勤

勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務	6:30～15:15	12:00～13:00
	6:45～15:30	
	7:00～15:45	
	7:15～16:00	
	7:30～16:15	
	7:45～16:30	
	8:00～16:45	
	8:15～17:00	
遅出勤務	8:45～17:30	
	9:00～17:45	
	9:15～18:00	
	9:30～18:15	
	9:45～18:30	
	10:00～18:45	
	10:15～19:00	
	10:30～19:15	

(3) 障害のある職員の時差出勤

勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務	7:00～15:45	【60分の場合】 12:00～13:00までの 45分又は30分の他、 任意の時間に15分 又は30分
	7:15～16:00	
	7:30～16:15	
	7:45～16:30	
	8:00～16:45	
	8:15～17:00	
遅出勤務	8:45～17:30	【45分の場合】 12:00～13:00までの 30分の他、 任意の時間に15分
	9:00～17:45	
	9:15～18:00	
	9:30～18:15	
	9:45～18:30	
	10:00～18:45	

2 休暇について

令和7年4月1日現在の休暇の種類及び期間は、次のとおりです。

休暇の種類	内 容
年次休暇（有給）	20日
療養休暇（有給）	必要最小限度の期間 ★給与は90日を超えると半減 (精神疾患または妊娠に起因する疾病によるものである場合は180日) ※病院局フルタイム会計年度任用職員 必要最小限度の期間 ★給与は30日を超えると半減
特別休暇（有給）	
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
3 ドナー休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日
5 職員の結婚	連続する7日
6 女性職員の生理	請求した期間
6の2 出生サポート休暇	5日（体外受精又は顕微授精の場合は10日）
7 つわりその他の妊娠に伴う障害	14日
8 妊娠中の職員の保健指導又は健康診査	妊娠 満23週まで 4週間に1回 妊娠 満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠 満36週から出産まで 1週間に1回 出産後1年以内 1回 (いずれの期間においても医師等の特別の指示があった場合、その指示の回数) その都度必要な時間
9 母親学級又は父親学級への参加	必要な時間（在職中1回）
10 妊娠中の職員の通勤時における母体又は胎児の健康保持	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間
11 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
12 女性職員の出産	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
13 職員の生後満3年に達しない子の育児	生後1年6月まで 1日を通じて120分 生後3年まで 1日を通じて60分
14 配偶者の育児参加	7日
15 子育て休暇	7日（子を2人以上養育する職員にあっては、10日）
16 短期看護休暇	5日（2人以上看護する職員にあっては、10日）

17 忌引	死亡した者と職員との関係により 1 日～10 日
18 父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
19 夏季休暇	6 日
20 リフレッシュ休暇	勤続期間 10 年、20 年 …… 連続する 2 日 勤続期間 30 年 …… 連続する 3 日
21 地震・水害・火災その他の災害による職員の現住居滅失・食料等確保	1 週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
22 地震・水害・火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難	その都度必要と認める期間
23 地震・水害・火災その他の災害又は交通機関の事故時の職員の退勤途上における身体危険の回避	その都度必要と認める期間
看護休暇（無給）	配偶者、2 親等以内の親族等を看護する場合、1 人の要看護者につき通算して 3 年の範囲内 ※病院局フルタイム会計年度任用職員 配偶者、2 親等以内の親族等を看護する場合、1 人の要看護者につき通算して 3 回を超せず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内
子育て部分休暇（無給）	子が小学校就学から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間で、1 日あたり 2 時間まで
組合休暇（無給）	職員団体の業務又は活動に従事する場合 30 日 ※病院局フルタイム会計年度任用職員を除く

(注) 警察本部は「組合休暇（無給）」を除きます。

3 年次休暇の状況について

令和 6 年度の年次休暇の取得状況は、次のとおりです。

区分	平均使用日数	取得率
知事部局等	13.8 日	37.3%
公営企業	13.9 日	37.7%
教育委員会	14.0 日	34.9%
警察本部	12.8 日	32.8%

(注) 取得率とは、前年度からの繰越日数を含む年次休假日数に対する使用日数の割合です。

4 看護休暇の状況について

配偶者、2 親等以内の親族等を看護する場合に、1 人の要看護者につき通算して 3 年の範囲内で取得することができます。（無給）

(令和 6 年度に新たに取得した者)

区分	看護休暇取得者数（人）		
	男	女	計
知事部局等	6	9	15
公営企業	4	8	12
教育委員会	12	57	69
警察本部	9	2	11
合計	31	75	106

5 修学部分休業の状況について

大学その他の教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度です。（無給）

（令和6年度に新たに取得した者）

区分	修学部分休業取得者数（人）		
	男	女	計
知事部局等	1	0	1
公営企業	1	0	1
教育委員会	0	1	1
警察本部	0	0	0
合計	2	1	3

6 高齢者部分休業の状況について

加齢に伴う諸事情により週38時間45分の勤務を定年まで継続することを希望しない職員が、定年退職5年前から1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする制度です。

（無給）

（令和6年度に新たに取得した者）

区分	高齢者部分休業取得者数（人）		
	男	女	計
知事部局等	0	1	1
公営企業	2	0	2
教育委員会	1	1	2
警察本部	0	0	0
合計	3	2	5

第5 職員の休業の状況

1 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の状況について

育児休業は、子どもが3歳に達する日まで取得できます。育児短時間勤務は、子どもが小学校就学の始期に達するまで週19時間25分から週24時間35分までの4つの勤務形態を選択できます。部分休業は、子どもが小学校就学の始期に達するまで1日2時間の範囲内で取得できます。(いずれも無給)

(令和6年度に新たに取得した者)

区分	育児休業取得者数 (人)			育児短時間勤務 取得者数(人)			部分休業取得者数 (人)			令和6年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数 (人)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
知事部局等	155	92	247	4	17	21	7	29	36	175	93	268
公営企業	43	65	108	0	31	31	1	21	22	49	65	114
教育委員会	231	862	1,093	7	53	60	11	139	150	671	869	1,540
警察本部	323	97	420	0	6	6	3	54	57	439	97	536
合計	752	1,116	1,868	11	107	118	22	243	265	1,334	1,124	2,458

2 自己啓発等休業の状況について

大学等課程の履修または国際貢献活動を行うため、3年（大学等課程の履修の場合は原則2年で必要な場合は3年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。（無給）

(令和6年度に新たに取得した者)

区分	自己啓発等休業取得者数(人)		
	男	女	計
知事部局等	2	0	2
公営企業	0	1	1
教育委員会	1	0	1
警察本部	1	0	1
合計	4	1	5

3 配偶者同行休業の状況について

職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。（無給）

(令和6年度に新たに取得した者)

区分	配偶者同行休業取得者数(人)		
	男	女	計
知事部局等	0	1	1
公営企業	0	0	0
教育委員会	0	2	2
警察本部	0	0	0
合計	0	3	3

4 大学院修学休業の状況について

県立学校等に勤務する主幹教諭等が、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程等を履修するため、3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。（無給）

（令和6年度に新たに取得した者）

区分	大学院修学休業取得者数（人）		
	男	女	計
知事部局等	—	—	—
公営企業	—	—	—
教育委員会	0	1	1
警察本部	—	—	—
合計	0	1	1

第6 分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分及び懲戒処分はいずれも職員に対する処分ですが、分限処分は心身の故障などにより職員が職務を十分に果たしえないことについて行う処分であり、懲戒処分は職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

令和6年度の処分件数は、以下のとおりです。

1 分限処分者数

(単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績が良くない場合	知事部局等	0	0	0	0
	公営企業	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
心身の故障の場合	知事部局等	0	0	384	384
	公営企業	0	0	194	194
	教育委員会	0	0	617	617
	警察本部	0	0	208	208
	小計	0	0	1,403	1,403
職に必要な適格性を欠く場合	知事部局等	0	0	0	0
	公営企業	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	知事部局等	0	0	1	1
	公営企業	0	0	1	1
	教育委員会	0	0	0	0
	警察本部	0	0	1	1
	小計	0	0	3	3
条例で定める事由による場合	知事部局等	0	0	0	0
	公営企業	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
合 計	知事部局等	0	0	385	385
	公営企業	0	0	195	195
	教育委員会	0	0	617	617
	警察本部	0	0	208	208
	合計	0	0	1,405	1,405

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 懲戒処分者数

(単位：人)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	知事部局等	0	0	0	0	0
	公営企業	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	知事部局等	3	2	0	0	5
	公営企業	0	0	1	0	1
	教育委員会	2	9	1	6	18
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	5	11	2	6	24
公務外非行関係	知事部局等	0	0	1	0	1
	公営企業	0	0	1	0	1
	教育委員会	0	0	1	1	2
	警察本部	0	2	1	0	3
	小計	0	2	4	1	7
事務関係不正	知事部局等	0	0	0	2	2
	公営企業	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	1	1
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	3	3
交通事故・交通法規違反	知事部局等	0	0	1	1	2
	公営企業	0	0	0	0	0
	教育委員会	1	0	1	1	3
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	1	0	2	2	5
監督責任	知事部局等	3	0	0	0	3
	公営企業	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	3	1	0	4
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	3	3	1	0	7
合 計	知事部局等	6	2	2	3	13
	公営企業	0	0	2	0	2
	教育委員会	3	12	4	9	28
	警察本部	0	2	1	0	3
	合計	9	16	9	12	46

(注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

第7 職員の服務の状況

1 職員の守るべき義務

服務とは、職員が勤務するにあたっての在り方（規律）をいいます。

服務の根本基準については、地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない」と規定されています。職員の服務に関する具体的な事項については、同法第31条から第38条までにおいて規定されています。

- ・服務の宣誓（同法第31条）
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（同法第38条）

2 服務規律の遵守に関する取組

（令和6年度）

区分	取組状況	職員への周知方法
知事部局等	法令遵守意識の向上、公務員倫理の確保、公正な職務遂行、飲酒運転の根絶、交通事故の防止等	通知、職員研修等
公営企業	法令遵守意識の向上、公務員倫理の確保、公正な職務遂行、飲酒運転の根絶、交通事故の防止等	通知、職員研修等
教育委員会	服務規律の確保、飲酒運転の根絶、体罰の禁止、わいせつ行為・セクハラの防止、児童生徒性暴力の防止、個人情報の保護、交通事故の防止等	通知、職員研修等
警察本部	規律の厳守、適正業務の推進、各種事故防止等	通知、職員研修等

3 営利企業への従事等の制限

営利企業への従事等の制限については、地方公務員法第38条において「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。なお、営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

4 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務については、地方公務員法第35条において「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されており、当該義務の免除は、合理的な理由があるとして法律又は条例に定めがある場合に限り認められています。なお、職務に専念する義務が免除される主なものは次のとおりです。

- ・研修を受ける場合
- ・健康診断を受ける場合
- ・地方公務員法第55条第8項の規定により、職員団体が当局と適法な交渉を行う場合
- ・学校その他の団体等から依嘱されて講演又は講義を行う場合

5 千葉県職員倫理条例

職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保するために、千葉県職員倫理条例を制定しています。

具体的には、利害関係者との間の禁止行為を明らかにするとともに、贈与等報告等の報告制度・利害関係者との飲食の届出制度を設けています。また、職員に対し同条例の内容を啓発することにより、職員の職務に係る倫理の保持を図っています。

令和6年度における贈与等報告書（管理職員等が事業者等から1件5千円を超える贈与等又は報酬を受けた場合に提出するもの）及び利害関係者との飲食の届出書（自己の飲食に要する費用が1万円を超える利害関係者との飲食をする場合に提出するもの）の提出件数は、以下のとおりです。

なお、千葉県職員倫理条例第4条第1項においては、知事は、毎年、任命権者からの報告に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等について公表するものと定められています。

管理職員等による贈与等報告書の提出件数（令和6年度実績）

区分	贈与等	報酬	合計
知事部局等	145件	1件	146件
企業局	5件	0件	5件
病院局	3件	0件	3件
教育委員会	157件	0件	157件
警察本部	8件	0件	8件
合計	318件	1件	319件

利害関係者との飲食の届出書の提出件数（令和6年度実績）

区分	合計
知事部局等	50件
企業局	9件
病院局	0件
教育委員会	0件
警察本部	0件
合計	59件

6 外部の者からの不当な働きかけを受けた場合の記録制度

外部の者からの職員に対する働きかけをけん制するとともに、そのような働きかけに組織的に対応するため、職員が県の事務又は事業に関し、外部の者から不当な働きかけを受けた場合に、これを記録し、所属長に報告する制度を令和7年3月から導入しています。

令和6年度における不当な働きかけの件数及びその概要は、以下のとおりです。

外部の者からの不当な働きかけの報告件数（令和6年度実績）

区分	合計	概要
知事部局等	0件	
企業局	0件	
病院局	0件	
教育委員会	0件	
合計	0件	

第8 職員の退職管理の状況

地方公務員法では、退職管理の適正を確保するため、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制等がなされています。

県では「職員の退職管理に関する条例」を制定し、再就職した県退職者に再就職状況の届出を義務付けるなどの措置を講じ、併せて、透明性の確保を図るため、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」に基づき、条例による届出のあった再就職状況の公表を行っています。

令和6年度の知事部局等、公営企業及び教育委員会における本庁課長級以上の退職者67名及び令和5年度以前に本庁課長級以上であった21名の再就職等の状況は以下のとおりです。

区分	令和6年度に本庁課長級以上だった者	令和5年度以前に本庁課長级以上だった者（役職定年制による降任後に退職した者）
合計	67人	21人
営利企業等に再就職した者	53人	6人
県の再任用職員等となった者	2人	12人
その他（在家庭等）	12人	3人

※ 営利企業等に再就職した者の詳細は、下記のホームページでご覧になれます。

(知事部局等、公営企業及び教育委員会)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/press/2025/saisyuusyoku.html>

(警察本部) https://www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_information_14.html

第9 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、職員能力開発センターにおける若手職員育成研修、職務別研修、パワーアップ研修、特別研修などの研修を実施しているほか、教職員については県総合教育センターにおける初任者研修、新任校長研修、警察官については、警察学校における採用時教養、昇任時教養などの研修を実施しています。

1 職員能力開発センターで実施する研修の概要

(1) 若手職員育成研修

職員としての在職期間が10年未満の職員に対して実施する研修です。令和6年度は、新規採用職員研修、新規採用看護職員研修、入庁2年目研修、入庁5年目研修、入庁10年目研修、新規採用職員基礎研修の6区分で、職務の遂行に必要な一般的な知識及び技能、コンプライアンス等の研修を実施しました。

(2) 職務別研修

職務に固有の役割及び責任の度合いに応じて実施する研修です。令和6年度は、主査級キャリアアップ研修、班長級研修、新任管理職研修、新任所属長研修、トップセミナー、セカンドキャリア研修の6区分で、職務の遂行に必要な一般的な知識及び技能、コンプライアンス等の研修を実施しました。

(3) パワーアップ研修

職員の意欲向上と能力開発に必要な知識及び技能等の提供を目的として実施する選択制の研修です。令和6年度は、職員のキャリア開発のニーズに対応するため、「コミュニケーション力向上」「マネジメント力向上」「政策形能力向上」「業務効率向上」「専門能力向上」の5コース、31課程で実施しました。

(4) 特別研修

県政が直面している重要な課題等に対応するために、時宜を得たテーマを取り上げて実施する研修です。令和6年度は、特別セミナーやコンプライアンス研修など県政の喫緊・重要な課題を取り上げ実施しました。

2 各研修事業における実績（令和6年度）

【職員能力開発センターで実施している研修】

	研修名	対象者	修了者数(人)
若手職員育成研修	新規採用職員研修	新規に採用された職員	510
	新規採用看護職員研修	新規に採用された病院局の看護職員	122
	入庁2年目研修	入庁2年目の職員	500
	入庁5年目研修	概ね入庁5年目の副主査以下の職員	515
	入庁10年目研修	概ね入庁10年目の副主査以下の職員	466
	新規採用職員基礎研修	令和6年4月2日以降に採用された職員	60
職務別研修	主査級キャリアアップ研修	主査に任用され概ね3年目の職員	160
	班長級研修	班長・副主幹に昇任して概ね1年未満の職員	175
	新任管理職研修	副課長・主幹に昇任して概ね1年未満の職員	172
	新任所属長研修	本庁課長又は出先機関の長に任用されて1年未満の職員	71
	トップセミナー	部長級及び次長級の職員	126
	セカンドキャリア研修	令和5年度中に60歳に達した者のうち、令和6年4月1日時点で常勤職員として勤務している者、令和5年4月2日から令和6年4月1日までの間に、新たに定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員として採用された者	128
パワーアップ研修	コミュニケーション力向上コース（6課程）	全職員（希望者）	177
	マネジメント力向上コース（10課程）	全職員（希望者）	275
	政策形成力向上コース（6課程）	全職員（希望者）	203
	業務効率向上コース（6課程）	全職員（希望者）	227
	専門能力向上コース（3課程）	全職員（希望者）	151
特別研修	特別セミナー（Tokuセミ）	全職員（希望者）	606
	異業種交流会（ちば未来Café）	所属から推薦された職員	18
	まくはリンピック	所属から推薦された職員	6
	コンプライアンス研修Ⅰ	コンプライアンス推進グループリーダー及びグループ員	286
	コンプライアンス研修Ⅱ	コンプライアンス推進チームサブリーダー及びチーム員	286
	人事評価者研修	初めて1次評価者に指定された職員	238
合計			5,478

【総合教育センター等で実施している研修】

研修名	対象者	修了者数(人)
転入職員等研修会	事務局職員・学校事務職員	200
新規採用職員研修会	事務局職員・学校事務職員	47
情報公開・個人情報保護事務等説明会	教育委員会内の全所属の事務担当者	全所属
特定個人情報保護事務に係る研修	教育委員会内の全所属の事務担当者	全所属
保護責任者研修	各所属長	全所属
令和6年度給与事務研修会	県立学校及び教育事務所の給与担当者	134
公立学校管理運営研修会	副校長及び教頭	365
初任事務職員研修会	公立小・中・市立特支の初任県費負担事務職員	99
中堅事務職員研修会	公立小・中・市立特支の県費負担事務職員（副主査）で、教育事務所長の推薦者	21
悉皆研修（初任者研修、新任校長研修等）	教職員	37,150
推薦研修	教職員	3,393
希望研修	教職員	5,057
希望研修（公開講座）	教職員、教育関係者	102
休日開放事業（教師未来塾等）	教育関係者、教職を目指す大学・短大・大学院生・一般社会人等	692
学校支援（出前中堅教員サポート塾等）	教職員	1,010
学校・家庭・地域連携に関する研修	教職員等	192
合計		48,462

【警察で実施している研修】

研修名	対象者	修了者数(人)
採用時教養	新規採用の警察官及び警察行政職員	592
昇任時教養	各級昇任試験の合格者	151
部門別任用時教養	各部門への登用を予定している警察官	245
各種専科教養	専門的な知識・技能の修得を必要とする職員	821
合計		1,809

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても、昇任時教養をはじめ、より専門的な研修を行っています。

第10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利・厚生事業（令和6年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、総括安全衛生管理者、産業医、安全管理者、衛生管理者などの選任及び衛生委員会、安全衛生委員会などの運営を行っています。

さらに、事業者責任として職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、定期健康診断、生活習慣病健康診断、特殊健康診断及び採用時健康診断を実施しています。

また、職員の元気回復及び健康増進を図るため、各種の厚生事業を実施しています。

【県で実施している事業】

区分	事業名	内 容	対象者
健康管理事業	定期健康診断	胸部X線、尿、血液検査等	全職員
	特殊健康診断	尿、血液検査等	該当者
	生活習慣病健康診断	がん検診（胃、肺、大腸、子宮（頸部）、乳）	希望者
	退職予定者人間ドック	尿、血液検査、消化器系検査等	希望者
	ストレスチェック制度	心理的な負担の程度を把握するための検査等	全職員
	過重労働対策	過重労働による健康障害防止のための面接指導等	該当者
	その他	健康相談、職場教育等	全職員

【共済組合事業】

区分	事業名		内 容	対象者
給付事業	短期給付	保健給付	療養の給付等	該当者
		休業給付	育児休業手当金等	
		災害給付	災害見舞金等	
	附加給付	家族療養費附加金等		該当者
健康管理事業	長期給付		老齢厚生年金等	該当者
	健康診断		精密（管理）検診、特定健康診査等	該当者
	生活習慣病健康診断		脳、がんドック	希望者
厚生事業	元気回復事業等		文化・体育サークル助成、スポーツ大会、保養所利用助成、ライフプラン講習会等	希望者

2 公務災害の認定状況（令和6年度）

(単位：件)

区分	認定件数	うち公務災害	うち通勤災害
知事部局等	45	31	14
公営企業	25	19	6
教育委員会	264	239	25
警察本部	335	316	19
合計	669	605	64

(注) 認定請求のあったもののうち、公務上または通勤災害該当として認定された件数を記載しています。

第11 国との人事交流

職員の育成及び活用を図るため、国との人事交流を行っています。なお、国からの出向職員の主な職は、県土整備部長、健康福祉部保健医療担当部長、総合企画部技監、商工労働部次長です。

(令和7年10月1日現在、教育委員会及び警察本部を除く)

区分	人 数	内 訳
国への出向・研修	23人	内閣府2人、総務省1人、外務省1人、経済産業省2人、資源エネルギー庁2人、国土交通省12人、気象庁1人、環境省1人、衆議院法制局1人
国からの出向	15人	総務省5人、財務省1人、厚生労働省1人、農林水産省1人、経済産業省1人、国土交通省5人、衆議院法制局1人